

大阪市みどりのまちづくり条例

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 緑の基本計画（第8条）

第3章 緑の保全（第9条・第10条）

第4章 緑の創出

第1節 本市、市民及び事業者による緑化（第11条）

第2節 建築物の新築等をしようとする場合の緑化等の義務（第12条—第19条）

第3節 緑化重点計画（第20条）

第5章 参画及び協働（第21条—第24条）

第6章 みどりのまちづくり審議会（第25条—第28条）

第7章 雑則（第29条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、「だれもが住みたい・働きたい・訪れたいと思うみどりの魅力あふれる大都市・大阪」を実現し、次世代に引き継ぐため、みどりのまちづくり（緑の保全と創出により、緑豊かでうるおいのある良好な都市環境を形成するまちづくりをいう。以下同じ。）に関し基本理念を定め、本市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、みどりのまちづくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、みどりのまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、緑豊かでうるおいのある良好な都市環境の形成を図り、もって市民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、特段の定めがある場合を除くほか、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び同法に基づく命令の例による。

(基本理念)

第3条 本市におけるみどりのまちづくりは、次に掲げる理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、推進されなければならない。

- (1) みどりのまちづくりの推進は、安全で安心な市民生活を支え、良好な地域社会を醸成することを目的として、行われるべきものであること
- (2) みどりのまちづくりの推進は、自然との共生を図りながら、都市の活力を創出するとともに、都市の魅力の向上に寄与するよう行われるべきものであること
- (3) みどりのまちづくりの推進は、新たな緑を創出するとともに、全ての緑を良好に保全し、当該保全された緑を効果的に活用するよう行われるべきものであること

(本市の責務)

第4条 本市は、基本理念にのっとり、みどりのまちづくりに関する総合的な

施策を策定し、及び実施するものとする。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、みどりのまちづくりの推進に自ら努めるとともに、みどりのまちづくりに関する本市の施策の策定及び実施に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たり、みどりのまちづくりを推進するために必要な措置を講ずるとともに、みどりのまちづくりに関する本市の施策の策定及び実施に協力するよう努めなければならない。

（緑の管理）

第7条 本市、市民及び事業者は、その設置し、又は管理する緑を適切に管理するよう努めなければならない。

第2章 緑の基本計画

（緑の基本計画）

第8条 市長は、みどりのまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条第1項に規定する基本計画（以下「緑の基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、緑の基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ第25条の規定によるみどりのまちづくり審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

3 市長は、緑の基本計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

4 市長は、必要と認めるときは、緑の基本計画に定める施策の実施状況について審議会の意見を聴くことができる。

第3章 緑の保全

（保全配慮計画）

第9条 市長は、緑の基本計画において都市緑地法第4条第2項第8号の重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区（以下「保全配慮地区」という。）及び当該地区における緑地の保全に関する事項を定めたときは、当該地区における緑地の保全を計画的に実施するための計画（以下「保全配慮計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、保全配慮計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、保全配慮計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（保存樹等の標識の設置）

第10条 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和37年法律第142号）第4条の規定により本市が設置する標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 保存樹又は保存樹林の文字

(2) 樹種

(3) 指定番号

(4) その他市長が必要と認める事項

2 前項の標識は、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

第4章 緑の創出

第1節 本市、市民及び事業者による緑化

（本市、市民及び事業者による緑化）

第11条 本市、市民及び事業者は、その所有し、又は管理する建築物の敷地内において緑化に努めなければならない。

第2節 建築物の新築等をする場合の緑化等の義務

（建築物の新築等をする場合の緑化義務）

第12条 新築、増築又は改築（以下「新築等」という。）をしようとする場合には建築基準法第6条若しくは第6条の2の規定による確認の申請又は同法

第18条第2項若しくは第4項の規定による通知が必要である建築物であつて、その敷地面積が1,000平方メートル以上のもの（以下「特定建築物」という。）の新築等をしようとする者（以下「緑化義務者」という。）は、当該特定建築物に係る新築等の工事が完了するまでに、当該特定建築物の敷地内における緑化を行わなければならない。

- 2 前項の緑化は、次に掲げる基準に適合するように行わなければならない。
 - (1) 市規則で定めるところにより算定した緑化部分（特定建築物の敷地、外壁、屋上その他これに類すると市長が認める部分のうち市規則で定める基準により緑化された部分をいう。以下同じ。）の面積が当該特定建築物の敷地面積（市規則で定める敷地の部分の面積を除く。次条第2項において同じ。）に100分の3を乗じて得た面積（以下「緑化義務面積」という。）以上であること
 - (2) 特定建築物の敷地に接する道路から容易に視認できると市長が認める位置（以下「緑化基本位置」という。）に緑化部分を設置すること
- 3 その敷地の状況により緑化基本位置において緑化義務面積以上の緑化部分を設置することが困難であると市長が認める特定建築物については、緑化義務面積から緑化基本位置に設置する緑化部分の面積を減じた面積に2を乗じて得た面積以上の緑化部分を、緑化基本位置以外の部分に設置する場合には、当該特定建築物に係る第1項の緑化は前項各号に掲げる基準に適合するものとみなす。ただし、緑化義務者が緑化部分を可能な限り緑化基本位置に設置していると市長が認める場合に限る。

（公園又は広場の設置義務）

第13条 特定建築物で共同住宅の用に供するもの（他の用途を兼ねるものを含む。）のうち、良好な都市環境の形成に及ぼす影響が大きいものとして市規則で定めるものの新築等をしようとする緑化義務者は、前条第1項の緑化のほか、当該特定建築物に係る新築等の工事が完了するまでに、当該特定建築物の敷地内に公園又は広場を設置しなければならない。

- 2 前項の公園又は広場は、市規則で定めるところにより算定したこれらの部分の面積の合計が特定建築物の敷地面積に100分の3を乗じて得た面積以上となるように設置しなければならない。

(緑化等計画書の届出義務)

第14条 前2条の規定により特定建築物の敷地内における緑化又は公園若しくは広場の設置を行う緑化義務者は、市規則で定めるところにより、緑化（前条第1項に規定する緑化義務者にあつては、緑化及び公園又は広場の設置）に関する計画書（以下「緑化等計画書」という。）を作成し、当該特定建築物に係る建築基準法第6条若しくは第6条の2の規定による確認の申請又は同法第18条第2項若しくは第4項の規定による通知を行うまでに、市長に届け出なければならない。

(緑化等計画書の変更の届出)

第15条 前条の規定により緑化等計画書の届出をした緑化義務者は、当該緑化等計画書に係る特定建築物の敷地内における緑化又は公園若しくは広場の設置が完了するまでに当該緑化等計画書の内容を変更しようとするときは、市規則で定めるところにより、変更後の緑化等計画書を市長に届け出なければならない。

(緑化等完了の届出)

第16条 第14条の規定により緑化等計画書の届出をした緑化義務者は、当該緑化等計画書（前条の規定により変更後の緑化等計画書の届出をした緑化義務者にあつては、当該変更後の緑化等計画書）に係る特定建築物の敷地内における緑化又は公園若しくは広場の設置が完了したときは、市規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(立入検査等)

第17条 市長は、この節の規定を施行するため必要な限度において、緑化義務者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に特定建築物の敷地に立ち入り、検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第12条又は第13条の規定に違反して特定建築物の敷地内における緑化又は公園若しくは広場の設置を行わない者

(2) 第14条から第16条までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(3) 前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

(4) 前条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(適用除外)

第19条 第12条から前条までの規定は、次に掲げる特定建築物の新築等を行う場合については、適用しない。

(1) その敷地の周囲に広い緑地を有する建築物であつて、良好な都市環境の形成に支障を及ぼすおそれがないと市長が認めるもの

(2) その敷地の全部又は一部ががけ地である建築物その他の建築物であつて、その用途又は敷地の状況によってやむを得ないと市長が認めるもの

第3節 緑化重点計画

(緑化重点計画)

第20条 市長は、緑の基本計画において都市緑地法第4条第2項第10号の重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区（以下「緑化重点地区」という。）及び当該地区における緑化の推進に関する事項を定めたときは、当該地区における緑化の推進を計画的に実施するための計画（以下「緑化重点計画」と

いう。)を策定するものとする。

- 2 市長は、緑化重点計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、緑化重点計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第5章 参画及び協働

(参画及び協働の取組)

第21条 本市は、みどりのまちづくりに関する情報の収集及び発信をするとともに、市民及び事業者がみどりのまちづくりに関する本市の施策又は事業の実施に参画する機会の創出に努めなければならない。

- 2 市民及び事業者は、みどりのまちづくりに関する本市の施策又は事業の実施に参画するよう努めなければならない。
- 3 本市、市民及び事業者は、相互に連携し、及び協働することにより、自主的かつ継続的にみどりのまちづくりを推進するよう努めなければならない。

(人材育成)

第22条 本市は、みどりのまちづくりの推進を担う人材の育成に努めなければならない。

(支援)

第23条 本市は、みどりのまちづくりを推進するため、みどりのまちづくりを行う市民若しくは事業者又はこれらの者の組織する団体（以下「市民等」という。）に対し、必要な支援を行うことができる。

(表彰)

第24条 市長は、みどりのまちづくりに関する活動において、顕著な功績があったと認める市民等を表彰することができる。

第6章 みどりのまちづくり審議会

(設置)

第25条 みどりのまちづくりに関する重要事項について、市長の諮問に応じて

調査審議するため、審議会を置く。

(組織)

第26条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

3 審議会の委員及び臨時委員は、学識経験者、大阪市会議員その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第27条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委任)

第28条 前3条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

第7章 雑則

(施行の細目)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第4章第2節及び附則第3項の規定は、同年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている緑の基本計画については、第8条第1項の規定により策定されたものとみなす。

3 第4章第2節の規定は、同節の規定の施行の日前に建築基準法第6条若しくは第6条の2の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による

通知が行われた特定建築物の新築等については、適用しない。

附 則（令和 6 年 2 月 27 日 条例第 9 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年 10 月 1 日 条例第 85 号）

この条例の施行期日は、市長が定める。